

補助金の在り方に係る検討の視点

補助金については、地方自治法第232条の2により、「公益上必要がある場合」に交付することと規定されており、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号）により、本市が交付する補助金等の交付の申請、決定等についての手続き等の基本的な事項が定められているところですが、具体的な交付の決定に係る判断や交付基準額の算定等については、各補助事業に係る交付要綱等に委ねられているところです。

これらの交付要綱等については、合併協議の中で一定の整理を行ってきましたが、すべての補助事業全体を見た場合、新市として基本となる補助金の交付に係る判断や交付基準額の算定に係る考え方等が曖昧となっていることから、これらの考え方を整理する必要があると考えるところです。

○ 他市で示されている補助金の在り方に係る検討の視点等

(1) 補助事業等の終期について

補助金については、毎年、事業の実施効果や必要性を見直すこととしていますが、長期に渡り交付が継続されている例もあり、他市においても事業目的の早期実現性を確保する観点から、基準となる一定の終期の設定を行っている例があります。

(2) 補助金の交付対象事業等について

補助対象となる事業等を分類すると、「団体等の運営費を補助するもの」、「団体等が実施する事業への補助を行うもの」及び「市民等を対象とした事業等の奨励的補助」に大別されます。

この中で、他市の例では、「団体等の運営費を補助するもの」については、一定の条件等を加えている例があります。

(3) 補助基準額に関する負担割合について

補助金の交付金額に関し、補助を行おうとする事業に要する経費をどの程度補助していくか、基本となる補助割合に係る基準を定めている例があります。

(4) 補助対象経費の妥当性について

補助金は市民の税から支出されるものであるという観点から、補助対象となる経費の内容について、一定の考え方を明記している例があります。